

高知県補助金交付規則をここに公布する。

○高知県補助金等交付規則

(昭和 43 年 3 月 19 日規則第 7 号)

改正 昭和 47 年 3 月 21 日規則第 17 号 一年一月一日規則第一号

高知県補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、法令、条例又は他の規則(以下「法令等」という。)に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的な事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外のものに交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 法令等に定めのない利子補給金(元利補給金を含む。)及び割賦損料等補給金並びに保証料補給金(以下「利子補給金等」という。)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金であって知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うものをいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外のものが相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金等の交付を受けるものが、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付又は同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行うものをいう。

(補助金等の交付の申請)

第 3 条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込みにあつては、知事が別に定める書類。以下この条において同じ。)を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名)
  - (2) 補助事業等の目的及び内容
  - (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、着手及び完了の予定期日その他当該補助事業等の遂行に関する計画
  - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 2 前項の補助金等交付申請書には、補助事業等に係る次に掲げる関係書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
  - (3) 工事の施行にあつては、その実施計画書
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めるもの
- 3 知事は、第1項の補助金等交付申請書に記載すべき事項に必要があると認める事項を追加し、若しくはその一部を省略させ、又は前項各号に掲げる関係書類の一部の添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定により補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事が別に定める軽微なものを除く。)をする場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業等の完了後においても従うべき事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業等の遂行について必要があると認める事項

(7) 補助事業者等が間接補助金等の交付をする場合において、前各号に掲げる事項について条件を付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを履行するために必要な条件を付すること。

2 前項に規定するもののほか、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しないときに限り、その交付する補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することができる。

(補助金等の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を当該補助金等の交付の申請をしたものに書面により通知するものとする。

(補助金等の交付の申請の取下げ)

第7条 第3条第1項の規定により補助金等の交付の申請をしたものは、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに当該交付の申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定に基づく交付の申請の取下げがあったときは、当該交付の申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金等の交付の決定の取消し等)

第8条 知事は、第4条第1項の規定により補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号に掲げるいずれかの場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 知事は、第1項の規定に基づく補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具又は仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 前項の規定に基づき交付する補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合及びその交付については、第1項の規定に基づく取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。
- 5 第6条の規定は、第1項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消し、又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合について準用する。(補助事業等及び間接補助事業等の遂行等)

第9条 補助事業者等は、法令等の定め、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うものとし、補助金等の他の用途への使用(利子補給金等にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。)をしてはならない。

- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用(第2条第4項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第15条第2項において同じ。)をすることのないようにさせなければならない。(状況報告、調査及び指示等)

第10条 知事は、補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。ただし、知事が特に必要がないと認めるものについては、省略することができる。

- 2 知事は、前項の規定による報告若しくは調査又は高知県監査委員の監査の結果により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。
- 3 知事は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 4 知事は、前項の規定に基づき補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第15条第1項第6号の規定に基づき当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。(補助事業等の実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は第5条第1項第3号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、当該補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める関係書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日又は会計年度が終了した日から2月以内で知事が別に定める日までに行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、その期日を繰り下げることができる。  
(補助金等の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項(次条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた場合において、補助事業等の成果を検査又は確認の上当該補助事業者等に交付すべき額を確定する補助事業等(第14条において「完成補助事業等」という。)については、当該報告の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。  
(是正のための措置)

第13条 知事は、前条の場合において、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業者等に対し、当該補助事業等についてこれに適合させるための措置をとるべきことを指示するものとする。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。  
(補助金等の交付)

第14条 補助金等は、完成補助事業等にあつては第12条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に、完成補助事業等以外の補助事業等にあつては第4条第1項の規定による補助金等の交付の決定があつた後に交付するものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。  
(補助金等の交付の決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業等の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 第9条の規定に違反したとき。
- (4) 正当な理由がなく第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による報告をせず、又は第10条第1項若しくは第12条の規定による調査を拒んだため補助事業等の内容を確認することができないとき。
- (5) 第19条第1項の規定に違反して、知事の承認を受けないで、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき。

- 2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等の他の用途への使用をし、又は間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用することができる。
- 4 第6条の規定は、第1項又は第2項(前項の規定に基づきこれらの規定を適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消した場合について準用する。

(補助金等の返還)

第16条 知事は、前条第1項又は第2項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

- 2 知事は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが、前条第2項の規定に基づくものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、当該返還の期限を延長することができる。
- 4 第6条の規定は、前3項の規定により補助金等の返還をさせ、又は返還の期限を延長した場合について準用する。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者等は、第15条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しに係る補助金等の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 6 第 1 項又は第 4 項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 7 知事は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第 1 項の規定による加算金又は第 4 項の規定による延滞金について当該各項に規定する割合と異なる割合を定めることができる。

(他の補助金等の交付の一時停止)

第 18 条 知事は、第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止することができる。

- 2 第 6 条の規定は、前項の規定に基づき補助金等の交付を一時停止した場合について準用する。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者等は、知事の承認を受けないで、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第 5 条第 2 項の規定に基づく条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産又はその従物

(2) 機械、重要な器具等で、知事が別に定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認める財産

- 2 知事は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

- 3 第 6 条の規定は、第 1 項の規定による承認をした場合について準用する。

(帳簿書類の備付け)

第 20 条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、知事が別に定める期間これを保存しておかなければならない。

(理由の提示)

第 21 条 知事は、第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき補助金等の交付の決定を取り消し、第 10 条第 2 項の規定に基づき補助事業等の遂行を指示し、同条第 3 項の規定に基づき補助事業等の遂行の一時停止を命じ、又は第 13 条第 1 項の規定により是正のための措置を指示するときは、当該補助事業者等に対し、その理由を示すものとする。

(適用除外)

第 22 条 利子補給金等については、第 5 条、第 11 条から第 13 条まで及び第 19 条の規定は、適用しない。

(立入検査等)

第 23 条 知事は、補助金等又は間接補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等又は間接補助事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること(以下この条において「立入検査等」という。)ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、補助金等の名称、目的、額及び補助率並びに交付の対象並びに補助事業等の内容その他補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 3 月 21 日規則第 17 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(一年一月一日規則第一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県補助金等交付規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下この項において同じ。)がされる補助金等(新規則第2条第1項に規定する補助金等をいう。)について適用し、同日前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知県補助金交付規則第20条の規定に基づき定められた要綱等は、この規則の施行の日以後に新規則の規定に基づき改正されるまでの間は、新規則第24条の規定に基づき定められた要綱等とみなす。  
(高知県職員倫理規則の一部改正)
- 4 高知県職員倫理規則(平成12年高知県規則第219号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)